筑波大学大学院人間総合科学研究科教育学専攻『教育学論集』第4集，2008.1

学業優秀者支援施策におけるアクセス拡大の取り組みに関する一考察

―米国カリフォルニア州のアドバンスト・プレイスメント・プログラムを事例として―

福野　裕美

1．本研究の目的と課題

1990年代以降、日本では、高等学校の生徒に対して、大学レベルの特別に編成された教育プログラムを提供する施策に着手している。例えば「教育上の例外措置」や「スーパーサイエンスハイスクール」がその例として挙げられる。本研究では、こうした施策を「学業優秀者支援施策」と呼ぶ。

学業優秀者支援施策が実施される背景には、国際社会で活躍する科学技術系人材の育成という社会的な要請が見られる。日本では高度経済成長期に、学業優秀者支援施策の新規構想が積極的に策定されたことがあるが、当時は学業優秀者支援施策が、家庭・地域・学校等といった条件に恵まれ、ある時点のテストで十分な能力を発揮した生徒のみがアクセスできる施策になりかねないという問題点が指摘され、1990年代に入るまで学業優秀者支援施策は社会的不平等の象徴としてタブー視されてきた。

しかし、日本が有する最大の資源は知的創造力であり、優秀な科学技術系人材を育成することは、避けて通ることができない必要不可欠な事柄であろう。実態として一部の私立学校や学校外教育では、これまでも学業優秀者支援施策に該当する取り組みが行われ続けてきたことが指摘されており、上述した今日の学業優秀者支援施策は、こうした取り組みを公立学校でも行う動きとも捉えられる。

要するに、学業優秀者支援施策の新たな展開が見られる今日の問題は、条件面で恵まれた層以外にもアクセスを拡大するための具体的な方策が提示されないまま、学業優秀者支援施策が教育政策として実施に移されていることである。どう

すれば学業優秀者支援施策が条件面で恵まれた層以外もアクセスできるものになるのか、どのような仕組みを設けることによって学業優秀者支援施策がすべての子どもに開かれたものになるのか。こうした問いについて検討される必要があるにもかかわらず、これまでこのような課題に対する研究蓄積はなされてこなかった。課題の解明には、学業優秀者支援施策として実績を有し、またアクセス拡大に積極的に取り組む事例を取り上げ、その具体的な仕組みを明らかにすることが有効であると思われる。しかし日本では、長い間学業優秀者支援施策は積極的に実施されておらず、課題の解明に有効な示唆を与えるような実践事例も十分に蓄積されていない。

したがって、本研究では、米国カリフォルニア州におけるアドバンスト・プレイスメント（Advanced Placement、以下、AP）プログラムを取り上げ、AP プログラムにおけるアクセス拡大に向けた取り組みを分析し、その特徴と課題を明らかにすることを目的とする。カリフォルニア州を選定した理由は、アクセス拡大の取り組みに対して先進的な州であり、その成果が確認されているからである。こうした事例の分析を通して、日本の学業優秀者支援施策において条件面で恵まれた層以外にもアクセスを拡大するための方策を探る際の示唆を得たいと考える。

上記の研究目的を達成するため、本研究では、多様な機関がその運営に携わっているという AP プログラムの性質をふまえ、アクセス拡大の取り組みについて、①全米レベルにおいて AP プログラムを管理・運営するカレッジ・ボード（College Board：大学入学試験委員会）、②連邦教育省、③州教育省、④学校区（school district）教育委員会、⑤学校といった各関係機関に焦点をあて、それぞれが行う取り組みを明らかにするという課題を設定した。課題に取り組むにあたって、2007年３月にカレッジ・ボード（ニューヨーク本部）、及び2007年11月にカレッジ・ボード（サクラメントオフィス）、カリフォルニア州教育省、サンフランシスコ統一学校区教育委員会、同学校区内ミッション・ハイスクール、サクラメント・シティ統一学校区教育委員会にて調査及び資料収集を行った。なおこれらの学校区は、アクセス拡大の取り組みの対象となる低収入家庭の生徒を多く含む都市部地域から選定した。

2．論文の構成

序　章　問題の所在と本研究の目的
第一章　APプログラムの概要とその展開
　第一節　APプログラムの概要
　第二節　APプログラムの創設
　第三節　エクイティへの注目
第二章　全米レベルの取り組み
　第一節　APテスト受験料の減額措置
　第二節　APポテンシャル（AP potential）
　第三節　Pre-AP
　第四節　APグラント
　第五節　連邦教育省による補助金提供
第三章　カリフォルニア州の取り組み
　第一節　カリフォルニア州の位置づけ
　第二節　顕在化し始めたエクイティの問題
　第三節　Education Codeにおける規定
　第四節　APチャレンジ・グラント・プログラム
第四章　学校区・学校の取り組み
　第一節　サンフランシスコ統一学校区の概要
　第二節　サンフランシスコ統一学校区の取り組み
　第三節　ミッション・ハイスクールの取り組み
　第四節　　サクラメント・シティ統一学校区の取り組み
終　章　本研究のまとめと今後の課題
　第一節　アクセスとは何か
　第二節　アクセス拡大の取り組みの特徴
　第三節　アクセス拡大の取り組みが抱える課題
　第四節　学業優秀者支援施策へのアクセス拡大にみる可能性
　第五節　今後の研究課題

3．論文の概要

第一章では、まずAPプログラムの基本的な構造について明らかにした。APプログラムは、APコースとAPテストから構成される。APコースはハイスクールが選択科目として開設する大学レベルの授業であり、APテストはカレッジ・ボードが毎年5月に実施する全米統一のテストである。ハイスクールの生徒は、APコースを受講した後、APテストを受験することになっており、その結果は大学進学後に大学の単位として認められる。また、生徒はAPコースの受講に際して費用を負担する必要はないが、APテストを受験する際には1科目84ドルの受験料を支払わなくてはならない。運営形態について、APプログラムの全般的な管理はカレッジ・ボードが担っているが、個々のAPコースは各学校の選択科目の1つとして開設されるものであることから、実際の運営やアクセス拡大の取り組みには、州教育省や学校区教育委員会など各教育行政機関が関わっていることなどを明らかにした。

次に歴史的な展開について概説した。APプログラムは1950年代初頭に一部の優秀な生徒を対象として創設されたが、米国で人種差別に対する関心が高まる中、APプログラムに参加することができていない層に対して対応策を講ずる必要性に迫られた。近年では、例えば2002年にカレッジ・ボードは「すべての生徒がAPプログラムに参加する機会を与えられる権利がある」という原則を発表し、これまで十分に参加できていなかった層に対するアクセス拡大の取り組みを行っている。

第二章では、全米レベルの取り組みとして、まずカレッジ・ボードによるAPテスト受験料の減額措置について取り上げた。カレッジ・ボードは、給食無償措置対象等の低収入家庭の生徒に対して受験料のうち22ドルを減額する。また、カレッジ・ボードはこの他にも各種の支援プログラムを提供している。その一例が教員職能開発プログラムとしての「Pre-AP」イニシアティブである。「Pre-AP」とは、生徒がハイスクールで提供されるAPコースの学習内容についていけるように、それ以前の学年段階の生徒に対して、APコースで必要とされるスキルや知識について教える授業のことである。カレッジ・ボードは、教師が「Pre-AP」を行うスキルを身につけるための研修の機会を設けている。

また、連邦教育省は、初等中等教育法のタイトルⅠの規定にしたがって、各州への資金提供という形で、低収入家庭の生徒が受験するAPテスト受験料に対して一部補助金を提供している。

第三章では、カリフォルニア州の州法規定を取り上げた。州法（Education Code）では、州の基準に該当する低収入家庭の生徒を対象とした、APテスト受験料の州による一部負担を定めている。当該一部負担と第二章で述べたカレッジ・ボードによる減額措置とにより、対象となる生徒の負担金額は、APテスト受験料（84ドル）のうち5ドルのみとなる。さらに州法では、こうしたAPテスト受験料の減額措置・補助について、親や保護者に周知徹底するように定めていることが明らかとなった。

第四章では、2つの学校区を取り上げた。まず、サンフランシスコ統一学校区の事例では、学校区教育委員会が担うのは、カレッジ・ボードと州教育省によって提供されるAPテスト受験料補助の申請や資金配分に関わる事務的な諸手続きのみであることが明らかになった。そこで本研究では、さらに学校現場での取り組みについて同学校区内の公立校（ミッション・ハイスクール）を調査し、APテスト受験料補助の他にも、個々の生徒を対象としたさまざまな形態の取り組みがなされていることを明らかにした。例えば、APテスト受験料補助について親に手紙で通知すること、教師による生徒に対するAPコースへの積極的な勧誘・推奨、少人数チームによる生徒個人へのサポートなどである。一方、サクラメント・シティ統一学校区では学校区教育委員会が主体となって、このような個々の生徒を対象とした支援に積極的に取り組んでいることが明らかとなった。また当該学校区ではこの他にも、親教育、ミドルスクール段階の生徒への介入を通して、APプログラムに参加していない生徒に、APプログラムに参加することによって得られるメリットやその重要性を理解させるといった取り組みが行われていた。また、これらの事例に共通する課題として、生徒に直接関わる現場では、APプログラムに無関心な生徒たちに対して、同プログラムに関する正しい認識とそれへの参加可能性をどのように理解させるかという課題に直面していることを指摘した。

本研究で得られたこれらの知見にたって、終章ではアクセス拡大の取り組みに

ついて総括的な考察を加えた。まず、アクセス拡大の取り組みを通して今日のAPプログラムが目指しているのは、APプログラムに参加する生徒の人口構成比と学校全体の人口構成比が一致することであることを確認した。次に、アクセス拡大の取り組みの特徴として、カレッジ・ボード、連邦教育省、州教育省によって提供される経済的な支援、学校区教育委員会・学校によって提供される個に応じた教育的な支援、そしてこの両者がともに実施されていることの有効性について指摘した。他方、アクセス拡大の取り組みの課題としては、このような多様な支援が提供されながらも、生徒自身の自己認識をどのように変えていくかという点において依然として問題を抱えていることが指摘できた。

アクセス拡大の取り組みについて、先行研究では、連邦教育省や州教育省による経済的な支援が提供されているとの言及が見られたが、その詳細については明らかにされてこなかった。本研究の意義は、そうした経済的支援の実施プロセス、対象となる生徒の選定基準、各関係機関の間における補助金の負担割合など具体的な仕組みを明らかにしたこと、さらに学校区・学校レベルにおいて、さまざまな形態によって個に応じた教育的な支援が提供されていることを明らかにしたことに求められよう。

4．今後の研究課題

本研究では、多様な機関がアクセス拡大の取り組みに関与していること、さらに事例として取り上げた2つの学校区の間には、アクセス拡大の取り組みの役割分担において相違が見られることが明らかとなった。今後の課題としては、本研究で取り上げたものの他に、いかなる役割分担や連携がみられるのか、またそうした各機関の関係構造のあり方が、アクセス拡大に向けた取り組みに対して、どのような影響を与えるのかといった点の解明が必要である。今後はカリフォルニア州にとどまらず、全米各州に広く目を配りながらアクセス拡大の取り組みの実践事例を取り上げ、本研究では十分に明らかにすることができなかった上記の課題について解明したいと考えている。

5．参考文献

Blackmer, A.R., *et al.*, *General Education in School and College*, Harvard University Press, 1952.

Dougherty, C., *et al.*, *Orange Juice or Orange Drink? Ensuring that "Advanced Courses" Live Up to Their Labels*, National Center for Educational Accountability, 2006.

Zarate, M.E., *et al.*, *Gaining or Losing Ground? Equity in Offering Advanced Placement Courses in California High Schools 1997-2003*, The Tomás Rivera Policy Institute, 2006.